

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 8 月 7 日（金）第3134号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退（介護福祉課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 2
- 構造計算適合性判定の委任（4件）（建築課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 4

公 告

- 平成27年度採石業務管理者試験公告（商工政策課取扱い） 4
- 一般競争入札公告（総合教育センター取扱い） 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 8

公 安 委 員 会 規 則

- 交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則（※）（地域課取扱い） 8

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 733 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により，指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成27年 8 月 7 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

施 設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞 退 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
医療法人碧仁会 井ノ上病院	鹿屋市王子町 3980番地1	医療法人碧仁会	鹿屋市王子町 3980番地1	飯限 忠仁	平成27年 5月31日	介護療養 施設サー ビス
市比野記念病院	薩摩川内市樋脇 町市比野3079番 地	社会医療法人卓 翔会	薩摩川内市樋脇 町市比野3079番 地	鉦之原大助	平成27年 7月31日	介護療養 施設サー ビス

鹿 児 島 県 告 示 第 734 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人平和会	鹿児島市上之園町21番7号湖城ビル1F	平和会訪問看護ステーション	鹿児島市上之園町21番7号湖城ビル1F	平成27年8月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第735号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成27年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
財部記念病院	曾於市財部町南俣3619番地1	平成27年8月1日	更生医療

鹿児島県告示第736号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（農道整備，客土及び区画整理）第二知名東部地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年8月10日から同年9月4日まで
- 縦覧場所
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第737号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により，指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を次のとおり行わせることとした。

平成27年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
鹿児島市新屋敷町16番228号
- 業務区域
鹿児島県全域
- 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
鹿児島市新屋敷町16番228号

- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
建築基準法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定の全部
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年 6 月 1 日

鹿児島県告示第738号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を次のとおり行わせることとした。

平成27年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人日本建築センター
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
- 2 業務区域
鹿児島県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
(1) 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
(2) 大阪府中央区南本町一丁目7番15号
- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
建築基準法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定の全部
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年 6 月 1 日

鹿児島県告示第739号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を次のとおり行わせることとした。

平成27年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人日本建築総合試験所
大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号
- 2 業務区域
鹿児島県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
大阪府中央区南本町二丁目4番7号
- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
建築基準法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定の全部
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年 6 月 1 日

鹿児島県告示第740号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を次のとおり行わせることとした。

平成27年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター
東京都新宿区新宿一丁目8番1号
- 2 業務区域
鹿児島県全域

- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
- (1) 東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号大橋御苑駅ビル 6 階
 - (2) 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号カメイ仙台グリーンシティ 3 階
 - (3) 福島県郡山市中町11番 5 号やまのいビル1003号室
 - (4) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号さいたま浦和ビルディング 3 階
 - (5) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目 3 番19号日総第 8 ビル 8 階
 - (6) 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番 2 号久屋パークビル 7 階
 - (7) 島根県松江市中原町 6 番地
 - (8) 岡山市北区内山下一丁目 3 番19号成広ビル 2 階
 - (9) 広島市中区八丁堀15番 6 号広島ちゅうぎんビル704-2 号室
 - (10) 愛媛県松山市三番町七丁目13番地13ミツネビルディング601号室
 - (11) 佐賀市駅前中央一丁目 9 番38号いちご佐賀ビル704号室
 - (12) 長崎市万才町 3 番 4 号長崎ビル 8 階
 - (13) 宮崎市川原町 5 番10号ミネックス川原 8 階
 - (14) 鹿児島市西千石町11番21号鹿児島MSビル 2 階 B 号室
 - (15) 沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号沖縄県建設会館 4 階
- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
建築基準法第 6 条の 3 第 1 項及び第18条第 4 項の構造計算適合性判定の全部
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年 6 月 1 日

北薩地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年 8 月 7 日

北薩地域振興局長 竹田和昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
済生会訪問介護ステーションせんだい	薩摩川内市原田町 2 番 46 号	社会福祉法人恩賜財団済生会支部鹿児島県済生会	鹿児島市武岡五丁目51番10号	吉田 紀子	平成27年 8 月 1 日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護

公 告

平成27年度採石業務管理者試験公告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第 1 項の規定により、平成27年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成27年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験の期日
平成27年10月 9 日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
鹿児島県社会福祉センター大会議室（鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号）
- 3 試験科目
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
(2) 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術

的な事項

- 4 受験資格
制限はない。
- 5 試験手数料
8,000円
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
 - ウ 試験手数料（8,000円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）
 - (2) 提出書類等の提出先
鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
- 7 提出書類等の受付期間
平成27年8月26日（水）から同年9月25日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送の場合は、平成27年9月25日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受験願書の用紙の交付
受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 合格者の発表
合格者に対し、合格証を郵送して行う。
- 10 その他
試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2111 内線2933）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年8月7日

鹿児島県総合教育センター所長 上村芳郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等の名称及び数量
鹿児島県総合教育センター情報教育研修システムの賃貸借 一式
 - (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間
平成28年1月1日から平成32年12月31日まで
なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品等の機能等証明書を、平成27年8月31日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該物品等を納入することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(3)の納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元が証明した書面を併せて添付すること。また、提出された機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成27年8月7日から同月14日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県総合教育センター総務課
鹿児島市宮之浦町862番地 郵便番号 891-1393

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成27年9月16日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着

のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年 9 月17日午前10時

イ 場所 鹿児島県総合教育センター情報教育研修室 I

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 平成27年 8 月11日午前10時

イ 場所 (5)のイに同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
 鹿児島県総合教育センター総務課
 鹿児島市宮之浦町862番地 郵便番号 891-1393
 電話番号 099-294-2311
 ファックス番号 099-294-2309
- 13 その他
 この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
 A whole set of equipments for ICT training
- (2) DELIVERY PERIOD:
 Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
 Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
 5:00 p.m. 16 September 2015
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
 Kagoshima Prefectural Institute For Education Research
 862 Miyanouracho, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 891-1393 Japan
 TEL 099-294-2311
 FAX 099-294-2309

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第30号

平成24年 2 月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 8 月 7 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

2 の表に次のように加える。

213	地域密着型特別養護老人ホーム城山苑	鹿児島市長田町32番 1 号
-----	-------------------	----------------

公安委員会規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 8 月 7 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第19号

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表日置警察署の部伊集院交番の項中「日置市伊集院町徳重」の次に「，伊集院町徳重一丁目～三丁目」を加え，「伊集院町猪鹿倉」の次に「，伊集院町猪鹿倉一丁目」を加える。

附 則

この規則は，平成27年 8 月 7 日から施行する。